

業務名：町税の種類と使いみち

町税の種類

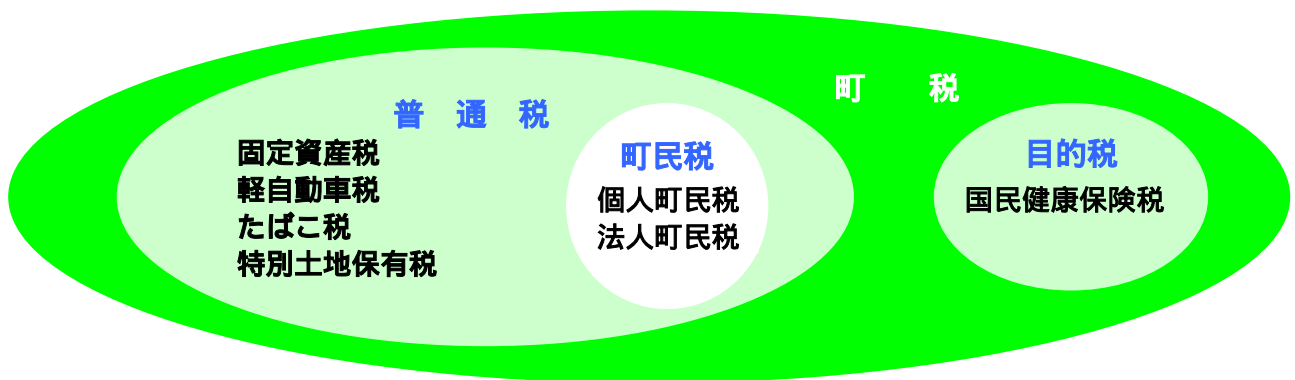
町税は、普通税と目的税の2種類があります。

普通税

納められた税金の使いみちが特定されておらず、町の一般財源として使われるものです。

目的税

法律によりその使いみちが特定されている税金のことで、定められた事業に使われるものです。



みなさんに納めていただく税金は、福祉の向上や公共施設の整備など、明るく住みよい町づくりを進めるための費用に充てられます。